

虐待の防止のための指針

居宅介護支援事業所 いちごの家・上物部

(指針整備の趣旨)

第1条 基準省令第36条の2に基づき、居宅介護支援事業所いちごの家・上物部（以下、当事業所という）が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の尊厳保持や人格の尊重、人権を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

(事業所における虐待の防止に関する基本的考え方)

第2条 当事業所では高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為として認識する。自覚の有無や悪意の有無に関わらず、利用者に対する不適切な行為は虐待の疑いと判断する。当事業所の職員は利用者に対し、不必要に身体に触れる行為またはいかなる虐待もしてはならない。

(虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第3条

- (1) 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を組成する。なお、本委員会の運営責任者（以下、責任者という）は当施設の施設長または事務課長とし、看・介護主任、支援相談員、各部門主任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者という）」とする。
- (2) 虐待防止委員会の開催については関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる「安全管理委員会」と一体的に設置・運営することとし、法人内の他サービス事業者との連携により開催することも可能とする。また定期的な開催に関わらず、会議が必要な事案が発生した場合は担当者が都度招集する。
- (3) 虐待防止委員会の議題は担当者が定め、具体的には次のような事項について検討することとする。
 - イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための従業者に対する研修に関する基本方針)

第4条

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止の徹底を行うものとする。
- (2) 具体的には次のプログラムにより実施する。
 - イ 高齢者の権利擁護とは何か、高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ロ 虐待の種別と発生リスクの理解
 - ハ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ニ 発生を未然に防ぐための対応策
- (3) 研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (4) 研修の実施内容については研修資料、出席者等を記録する。

(虐待等が発生した場合の対応方法、相談・報告体制に関する事項)

第5条

- (1) 職員が虐待あるいはその疑いを発見した場合、また利用者本人やその家族、職員等からの申し出を受け付けた場合は速やかに担当者に報告しなければならない。
- (2) 担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待を行った当人に事実確認をする。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が代行する。また必要に応じ、関係者からも事情を確認する。
- (3) 責任者は事実確認の結果、利用者への虐待が認められた場合は洲本市へ報告する。虐待した職員については解決に向けた話し合いを行い、役職位の如何に関わらず必要な措置を講ずる。
- (4) 事実確認した内容や発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案の検証と再発防止策を作成し職員に周知する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7条

- (1) 苦情相談窓口寄せられた内容については責任者に報告する。責任者は個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払う。
- (2) 対応の流れは、上述の第5条に依るものとする。
- (3) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 利用者等は、本指針を当施設のホームページにおいて閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9条 第4条に定める研修会のほか、介護支援専門員会、介護福祉士会等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和3年8月1日より施行する。

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i. 身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii. 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など
区分	具体的な例
	<p>③ 必要な用具の仕様を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
iii.心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 威嚇的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
iv.性的虐待防	① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行

止	<p>為、またはその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排せつさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
v.経済的虐待	<p>① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。